

薬学部5年生以上の学生対象

令和6年度 青森大学特別奨学給付金制度に係る申請の連絡

(旧経済特待)

令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」が施行され、これまで本学が独自に行ってきた「経済的に修学困難な者に対する奨学制度」(経済特待)は廃止になりました。「青森大学特別奨学給付金制度」として新しい制度になり、令和6年度は授業料の1/4が減免になります。

1. 制度内容

【授業料1/4免除】

免除期間は1年間とし、それ以降引き続き申請して認められれば、継続は可能。

※毎年度申請が必要

2. 提出書類

(1) 家族調書(志願者本人、保護者、その他の家族構成)

(2) 志望理由書

(3) 保護者(注1)の源泉徴収票(注2)又は所得証明書(注3)

(注1) 生計を一にする世帯員の所得に関する証明書(源泉徴収票か所得証明書)※前年度の所得がない場合でも、所得証明書を提出してください。

(注2) 源泉徴収票とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払われた給与等の支払金額や所得税の源泉徴収額が記載されているもの。→勤務先から発行

(注3) 所得証明書とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の所得(収入)を証明するもの。→市役所からの発行 ※令和5年分は6月1日以降からの発行となるので必ず令和5年分を提出すること。

(1)・(2)の書類は、総務課で配布します。(青森大学ホームページからもダウンロードできます) <https://www.aomori-u.ac.jp/青森大学特別奨学給付金制度について/>

3. 対象者

①対象者は薬学部5年生以上の学生とする。

②「免除措置」が適用されるのは授業料のみであり、他の納付金は該当しない。

③日本学生支援機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)受給を条件とする。また銀行等の教育ローンなども可とする。(※確認できる書類を添付すること)

④免除期間は1年間とする。それ以降引き続き申請して認められれば、継続は可能。ただし、毎年度申請を必要とする。(青森大学特別奨学給付制度審査会で審議)

⑤留年中の者は本制度に申請することはできない。進級した場合は申請を認める。

4. 提出先

青森キャンパス・・・事務局レポート提出用ボックス

郵送での提出先・・・〒030-0943

青森市幸畑 2-3-1 青森大学事務局総務課宛て

5. 受付期間

令和6年6月10日（月）～令和6年6月21日（金）厳守

（※メールでの書類受付や問い合わせは行いませんのでご注意ください）

6. 対象外

- （1）留学生は対象者外とする。
- （2）日本人学生で学業特待制度、薬学特別奨学制度、スポーツ・文芸特待生制度及び資格特待、系列校等の授業料減免の適用を受けている者は対象外とする。
また、修学支援金新制度対象者も対象外とする。
- （3）留年中の者は本制度の対象外とする。

（本件問合せ先）

青森大学事務局総務課

電話：017-738-2001 内線 136